

事務事業マネジメントシート(令和 5年度実績と令和 6年度計画)

令和 6 年 8 月 20 日 更新

事務事業名		生活保護総務事業・生活保護扶助事業				☐ マニフェスト関連 ☒ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	2 福祉の健康				所属部	健康福祉部	課長名	小畑 英之
	施策	6 社会福祉の推進				所属課	福祉課	担当者名	徳丸大介・水田一基・豊崎博樹・田村沙也香
	施策の柱	24 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援				所属班	社会福祉班	(内線)	1154、1155、1159
予算科目		会計一般	款 3	項 3	目 1	事業連番 10549 他	根拠法令	生活保護法	
終了、開始年度		☐ 5年度で終了 ☐ 5年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	・生活困窮世帯に対する最低生活保障及び自立助長・支援。生活保護法および厚生労働省の告示・通知に基づき、国の法定受託事務として執行する。合併で市制施行に伴い市での受託事務となった。昭和25年に現行の生活保護法が制定されて以来、国の法定受託事務として施行されている。 ・近年は、経済情勢・雇用環境を反映して若年者や精神疾患患者の生活保護申請・受給が目立っている。 ・国の法定受託事務であり、100%国が負担すべきものであるが、現在25%が市の負担となっている。負担率の引き上げを国が提案し、地方自治体から反発が出たこともあった。 ・国の方針としては、扶助費の加算分について段階的廃止を行ってきたが、平成21年度より、母子加算の復活がなされた。 ・令和5年10月に一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図るため生活扶助基準の見直し（増減額）が行われた。令和7年9月までは物価高騰により月額1,000円/人の特例加算が適用されている。
【業務の流れ】	相談→申請→調査→嘱託医協議→ケース診断会議→決定→保護開始→生活保護費支給（毎月1日）、保護世帯訪問、医療券・介護券交付、病状調査・扶養義務者調査・資産調査、就労支援、レセプト点検、月4回の嘱託医協議、国・県への報告事務など。
【主な予算費目】	扶助費・報酬・旅費・需用費・役務費・委託料
【意見や要望】	・受給者から「支給額が少ない」「自動車の保有・運転を認めて欲しい」との要望は数件あっている。 ・申請権の侵害がないように、また辞退届の扱いに注意すること、不正受給の早期発見のため、課税調査の徹底など県からの指導がなされている。 ・令和6年3月末で保護世帯は205世帯（人員301人）である。平成18年2月の合併時（98世帯132人）と比べて約2倍以上になっていることやケースが多様化しており、ケースワーカーの負担が年々増加している。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分	
① 手段(主な活動) 5年度実績(5年度に行った主な活動)(DO) 資産・能力その他あらゆるものを活用しても最低生活が維持できない世帯に対し、最低限度の生活を保障し、併せて自立についての助長を行った。また、令和5年度は保護基準見直しの時期であったため、基準変更について適宜なく行った。令和5年度から開始された医療扶助オンライン化に伴うシステム構築を行った。また、国の法定受託事務として、生活保護世帯に扶助費を支払った。(生活保護申請件数)令和3年度 37件、令和4年度 52件、令和5年度 46件、(保護率)令和3年度 4.31%、令和4年度 4.76%、令和5年度 4.78%(保護世帯数)令和3年度 192世帯、令和4年度 201世帯、令和5年度 205世帯		6年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 被保護者への扶助費支給、訪問調査活動の充実、扶養義務者調査の適正実施、自動車保有ケースに対する調査・指導、保護費の返還金等の収納・管理等を行なう。	
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) → ア 生活保護の相談・申請件数 イ 被保護者への訪問活動件数		(単位)	予算の主な増減の理由 生活保護受給者増加に伴う生活扶助費の増
② 対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 合志市内に住所・居所を定める生活困窮世帯。		(単位)	② 対象指標(対象の大きさを表す指標) → ア 平均対象世帯数 イ 保護費の執行状況
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 生活保護費の給付により文化的で最低限度の生活を保障し、併せて就労支援、病気療養支援等のケースワークにより被保護世帯の自立を助長する。		(単位)	③ 成果指標(意図の達成度を表す指標) → ア 就労・増収・転職等につながった保護世帯数 イ 保護廃止になった世帯数
*③成果指標設定の理由と 6年度目標値設定の根拠 就労などによる保護脱却の実績を勘案して設定。例年転出、死亡、年金担保完了等で保護廃止・停止となっている実績から勘案して設定。			総トータルコスト 全体計画 ~ 年度 0

(2)各指標・総事業費 の推移		単位	3年度 実績(決算)	4年度 実績(決算)	5年度 目標(当初予算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	7年度 予定	8年度 見込	9年度 見込	
① 活動指標	ア 件	件	37	52	60	46	60	60	60	60	
	イ 件	件	700	850	1,000	870	1,000	1,000	1,000	1,000	
② 対象指標	ア 世帯	世帯	192	201	200	205	200	200	200	200	
	イ 千円	千円	406,142	418,657	448,450	434,254	448,650	441,450	441,450	441,450	
③ 成果指標	ア 世帯	世帯	2	6	10	6	10	10	10	10	
	イ 世帯	世帯	20	37	40	27	40	40	40	40	
投資 入費 量	事業 費 内 訳	国庫支出金	千円	306,451	316,147	340,782	324,466	336,715	350,000	350,000	350,000
		都道府県支出金	千円	3,208	1,681	2,500	2,482	2,500	5,000	5,000	5,000
		地方債	千円								
		その他	千円			2,000	7,905	2,000	2,000	2,000	2,000
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	131,072	121,958	115,568	129,882	117,022	104,813	104,813	104,813
	(A) 事業費計	千円	440,731	439,786	460,850	464,735	458,237	461,813	461,813	461,813	
		(A)のうち指定経費	千円	409,022	421,001	450,507	435,730	450,979	443,567	443,567	443,567
		(A)のうち時間外、特勤	千円	2,118	1,747	2,206	864	2,097	1,721	1,721	1,721
	人件 費	正規職員従事人数	人	9	9	6	9	6	6	6	6
		延べ業務時間	時間	10,545	10,528	8,000	9,970	8,000	8,000	8,000	8,000
	(B)人件費計		千円	41,230	40,069	31,872	36,310	31,872	31,872	31,872	31,872
トータルコスト(A)+(B)		千円	481,961	479,855	492,722	501,045	490,109	493,685	493,685	493,685	

事務事業名	生活保護総務事業・生活保護扶助事業	所属部	健康福祉部	所属課	福祉課
-------	-------------------	-----	-------	-----	-----

2 評価の部（CHECK）

*原則は 5年度の後評価、ただし複数年度事業は 5年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 5年度目標達成度評価	☒ 達成した ☐ 達成しなかった ⇒【原因】 相談窓口（安心サポート合志）の設置について市広報紙やチラシなどで周知を図っており、市内に浸透してきている。福祉課への新規相談件数・新規生活保護申請件数は、件数が多かった前年度に比べると減少したものの、46件あった。
	② 6年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 ☐ 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】 就労支援員による就労指導・支援を継続・強化していくことにより就労自立や就労収入増加の結果に結びつくように実施してきた。地域情勢からみても、有効求人倍率は他地域と比較して高い状況である。また、保護申請から決定までの期間短縮は国の方針でもあり、概ね達成しているが、一層の努力を図ることとする。
有効性評価	③ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 就労支援員により家庭訪問・情報提供・ハローワーク同行など就労自立に向けての取組を強化しており、今後も向上が期待される。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ☒ 他に手段がない ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 他法・他施策を活用し優先適用することとなっており、最終手段としての生活保護給付であるので、他に類似する事業はない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 国の法定受託事務であり、専門性、個人情報の保護等の観点から削減の余地はない。健康指導及び就労指導を行っている。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 生活保護業務については収入・資産、健康状態、家族関係など個人情報に関わる内容が多いことから民間委託はできない。時間外勤務については減らす努力をしているが、記録の作成や新規申請時の対応など支援困難世帯等については時間を割く必要もあり時間外での対応でしか行えない場合もある。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 市民の最低生活保障を図るためであり、市民だれもが申請可能であるので公平・公正である。また、生活保護開始決定については国の基準によりケース診断会議にて行っており、公平・公正である。
	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】 国の法定受託事務であり、専門性、個人情報の保護等の観点から余地はない。

3 評価結果の総括（CHECK）

保護の動向としては、令和5年度は月平均約202世帯、300人となった。平成29年の203世帯293人をピークに微減傾向であったが、前年度比で2世帯減となった。
 保護率についても、令和5年度は4.75%であった。平成27年度に5.26%をピークに減少している。当市が人口増加していることもあり、下がってきている状況。
 令和2年度、3年度のコロナ禍においても保護申請件数は直近10年間に於いて最少の34件、36件で推移した。令和4年度は過去5年では最高の52件と増加した。新型コロナウイルスの影響による申請は1件あったが、現在は廃止となっている。令和5年度は46件で、前年度と比較して6件減となった。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可					(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																									
☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統廃合・連携 ☒ 事業のやり方改善（有効性改善）					<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																												
		削減	維持	増加																										
成果	向上																													
	維持		○																											
	低下																													
☐ 事業のやり方改善（効率性改善） ☐ 事業のやり方改善（公平性改善）																														
☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）																														

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策